

令和8年3月9日

## 公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

### 1. 調達内容

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 調達番号 | CiDER03   |
| (2) 調達件名 | 米国スタンダードバイオツールズ Hyperion XTi パフォーマンスプラン 保守業務<br>(詳細は別紙1仕様書のとおり) |
| (3) 業務期間 | 令和8年4月9日～令和9年4月8日   |
| (4) 設置場所 | 大阪大学感染症総合教育研究拠点 大阪大学・日本財団 感染症センター7F<br>(大阪府吹田市山田丘1-10)          |

### 2. 見積参加資格

以下の(1)及び(2)を満たしていること。

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規程に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績がある者であること。

### 3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先  
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1番10号  
国立大学法人大阪大学 感染症総合教育研究拠点事務室会計担当  
電話06-6879-4905
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法  
本公告の日から上記3(1)にて交付します。またインターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限  
令和8年3月16日(月) 16時15分

### 4. その他

- (1) 契約保証金 免除

ただし落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の10に相当する金額を本学に支払わなければならない。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

## 仕 様 書

### 1. 件名

米国スタンダード・バイオツールズ Hyperion XTi パフォーマンスプラン 保守業務  
(内訳)

・Hyperion XTi Imaging System

### 2. 設置場所

大阪大学感染症総合教育研究拠点 大阪大学・日本財団 感染症センター7F  
(大阪府吹田市山田丘1-10)

### 3. 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 4. 保守の目的

上記1. の各装置が、常に正常な性能を発揮し教育研究に支障をきたさないよう請負者(以下「乙」という。)の責任において必要な点検、注油、調整及び部品の交換を行うものとする。

### 6. 保守の実施

保守の実施日時について、事前に研究室の担当者に連絡を取り承諾を得るものとする。

### 7. 保守の範囲

#### 1) 故障修理対応(回数無制限)

装置が故障した場合、発注者(以下「甲」という。)からの連絡により速やかに技術職員を派遣して必要な修理を行うものとする。

2) 本契約期間中は、一年に一回の保守点検を実施する。

3) 消耗品および消耗品の交換作業は、本保守には含まれない。

4) 本契約は、契約機器の記憶装置に記憶されたデータ、プログラムならびに設定内容、装置に接続された他の機器や設備には及ばない。

5) 検出器の交換は年に2回までを上限とし、3回目以降は別途有償とする。

### 8. 保証の適用除外

次に定める事項は、保守の範囲外とする。

1) 通常と異なる使用、不注意又は誤用による故障及び損傷の修理

2) 天災その他不可抗力による故障及び損傷の修理

3) 甲の要求による装置の改造

4) 保証の範囲を超える装置のオーバーホール又はこれに準じる作業

5) 乙以外のものによる修理・改造に起因する故障及び損傷の修理

6) 乙指定以外の部品・付属品・消耗品の使用及び他機器との接続に起因する故障及び損傷の修理

7) 乙の営業時間以外における緊急の修理

9. 確認、検収

乙は、保守サービスを行ったときは業務完了後すみやかに点検報告書を担当者に提出するとともに点検の確認、検収を受けるものとする。

10. 代金の支払い

請負代金は1回に支払うものとし、請負の開始確認後、当該月の翌々月末までに大阪大学財務部から乙に支払うものとする。

11. その他

この契約の実施に関し、疑義が生じたときは、その都度、甲と協議しその指示により円滑に処理するものとする。

第2号様式

## 見積書

調達番号：CiDER03

調達件名：米国スタンダード・ハイツールズ Hyperion XTi ハイパフォーマンスプラン 保守業務

見積金額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた設計業務委託契約要項を熟知し、仕様書及び公募型見積  
合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
  - 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
  - 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。
- ※ 再度見積及び参加者不在の取扱いに係る見積書は、本様式以外のものを使用することができない。

## 請負契約書(案)

請負の表示 米国スタンダード・ハイTOOLS' Hyperion XTi パフォーマンスプラン 保守業務  
(内訳)

・Hyperion XTi Imaging System

請負代金額 金 円也  
(うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学感染症総合教育研究拠点長 山崎 晶 と 受注者 との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、別紙1「仕様書」に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙2「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 業務は、国立大学法人大阪大学感染症総合教育研究拠点において、これをするものとする。

第5条 業務期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

第6条 受注者は発注者に対し、業務実施終了後速やかに、実施報告書を国立大学法人大阪大学感染症総合教育研究拠点会計担当に提出するものとする。

第7条 請負代金は、1回に支払うものとし、請負の開始確認後、当該月の翌々月末までに大阪大学財務部から支払うものとする。

第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学感染症総合教育研究拠点会計担当に送付すべきものとする。

第9条 契約保証金は免除する。

第10条 受注者の故意又は過失により、発注者の建物・設備・装置を損傷させた場合は、その損傷について、受注者は賠償の責を負うものとする。

第11条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第12条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 吹田市山田丘1番10号  
国立大学法人大阪大学  
感染症総合教育研究拠点  
拠点長 山崎 晶

受注者

## 別 紙

### 個人情報取扱の特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

#### (秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

#### (再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

#### (事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

#### (適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

#### (違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。